

第5章 放課後児童対策パッケージに基づく 鈴鹿市行動計画 素案

(1)本市における現状

① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

○本市における、2023(令和5)年度の登録児童数は2,099人で、全小学校区(51施設)において、放課後児童クラブを実施しました。

なお、2024(令和6)年4月から2施設増設し、53施設で実施しています。

② 放課後子ども教室

○本市では、7つの小学校区で放課後子ども教室(土曜体験学習含む)を実施しています。

2023(令和5)年度は、7教室合わせて121回開催、延べ参加者数は2,818人となっています。

③ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

○本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型が1か所、連携型が2か所整備されています。

(2)本市における行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

○前ページ(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の「確保方策 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策」参照。

② 放課後子ども教室の実施計画

○放課後子ども教室(土曜体験学習を含む)の開催回数を100回以上実施できるよう目指します。

③ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

○放課後児童クラブの運営主体の理解を得ながら、関係部署と連携を図り、整備していきます。

④ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する 具体的な方策

○放課後児童クラブの放課後児童支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。

○校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティア等を配置します。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

- 余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について、関係部署と連携を図ります。
- 放課後子ども教室の実施に当たり、学校等との連携を図り、体育館、校庭及び幼稚園施設等の一時利用について協議します。

⑥ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

- 放課後活動の実施に当たって、関係部署の責任体制を明確化します。
- 校内交流型の整備については、学校や放課後児童クラブの理解が得られるよう、関係部署が情報共有し、密接な連携を図ります。
- 関係部署による会議にて、総合的な放課後対策について協議を行います。